

絵画、工芸品の各1件を相模原市指定文化財に指定しました

相模原市教育委員会は「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例」に基づき、絵画1件、工芸品1件を令和6年4月1日付けで市指定有形文化財に指定しました。

今回の指定により、市指定文化財は67件となり、市登録文化財の75件と合わせて142件になりました。

※市指定文化財とは市内にある文化財のうち市にとって重要な文化財のことを、市登録文化財とは市内にある文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財のことを言います。

1 令和6年4月1日付け告示の新たな指定文化財

名称	種別	所在	員数
しほんちやくしよく いづなごんげんぞう 紙本着色 飯縄権現像	市指定有形文化財 (絵画)	中央区高根3-1-15 (相模原市立博物館)	1幅
おばら にってんしゃ わにぐち 小原 日天社の 鰐口	市指定有形文化財 (工芸品)	非公開	1口

※現在、鑑賞などはできません。

2 市内の指定・登録文化財件数

令和6年4月1日現在

類型	種別	相模原市		神奈川県 指定	国指定		国登録	合計
		指定	登録		重要	国宝・特別		
有形文化財	建造物	7	12	3	1		10	33
	絵画	3		3				6
	彫刻	16						16
	工芸品	1		1	2			4
	書跡・典籍							0
	古文書	4						4
	考古資料	16		2				18
	歴史資料	10	12					22
無形文化財	演劇・音楽・ 工芸技術等							0
民俗文化財	風俗慣習・民俗芸能・ 民俗技術(無形)	2	4	3				9
	無形民俗文化財用の衣 服・器具等(有形)	1	26					27
記念物	遺跡(史跡)	6	17		4			27
	名勝地(名勝)		1					1
	動植物、地質鉱物 (天然記念物)	1	3	5	3	2		14
合計		67	75	17	10	2	10	181

斜線部:文化財保護法上の規定なし



問合せ先
 文化財保護課
 直通電話 042-769-8371

<参考1> 令和6年4月1日付け告示の新たな指定文化財

紙本著色 飯縄権現像

所有者 個人（相模原市立博物館に寄託）

年代 16世紀（室町時代後期）

員数 1幅

法量 縦82.6cm 横35.2cm

指定理由

本絵画は飯縄権現の躍動感ある姿を的確に捉えた表現力、洗練された彩色など優れた技術により描かれたもので、中世の津久井地域における飯縄信仰を具体的に示し、地域の歴史や文化を理解するにあたり貴重な作例です。

中世にさかのぼる飯縄権現像は県内で国・県指定のものではなく、その存在は県下のみならず広域でも極めて稀であり、文化財絵画として重要な存在といえるものです。

このため、相模原市の文化財として指定し、保護することとします。

文化財の内容

三鈷杵さんこしよをくわえ疾駆する白虎しゆくの背に迦楼羅炎びやくこを背負かるらえんって立つ飯縄権現が描かれます。飯縄権現は青の肉身にくしん、一面二臂いちめん に ひで、右手で剣たいそくを握り体側にまっすぐ立て、左手は顔面に上げて索さくを執ります。左足で白虎の背を踏み、右足を蹴り上げます。有翼ゆうよくで、頭部と頸には蛇へびが巻き付きます。上半身には条帛じょうはくを纏い下半身には腰布こしほと裳もを着し、胸飾むせん、臂釧うでせん、腕釧わんせんを付け、足首にも釧くしろを着けます。頭髪は巻き毛で、顔は鼻と口が鳥くちばしの嘴くちばしのようにとがり、口元には上牙じょうがをのぞかせます。眉と口周りに毛を生やし、眼は金色の白目に目頭目尻が赤く、異形の姿です。白虎の尾先には宝珠ほうじゆが乗ります。

表装は軸首じくしゆを失い、懸緒かけおや裂地きれじも弱っており、本紙に欠損や虫損も見られますが、図様の部分は良好に残ります。飯縄権現の青黒い肌に肥瘦のある墨線で表した筋肉の盛り上がりや眼や剣の柄、装身具の金箔押しも明らかに確認できます。躍動感ある飯縄権現の姿を的確に捉え、彩色さいしよくも洗練されており、中央の絵師の筆によるものと考えられます。掛け軸としては大きくなく、中央で制作されたものが、いずれかの時点で津久井にもたらされたものと考えられます。

所有者家系は長竹春日神社別当職ながたけかすがとして、別当寺である泉乗院せんじょういん（明治時代に執られた神仏分離政策に伴い廃寺）の住職を務めました。江戸時代後期編纂の『新編相模国風土記稿しんべん』には、京都聖護院しょうごいんに連なる本山派修験道道場として泉乗院の記載が見え、本絵画は飯縄権現像を求める信仰の場が津久井にあったことを端的に示す作例です。



※画像のデジタルデータの提供が可能です。お問い合わせ先までご連絡ください。

<参考2> 令和6年4月1日付け告示の新たな指定文化財

おぼらにってんしゃ わにくち 小原日天社の鰐口

所有者 個人
年代 15世紀（室町時代中期）
員数 1口
法量 幅25.3cm 厚8.6cm 地金厚0.4cm

指定理由

本鰐口は元来掛けられていたとされる日天社〔緑区小原（旧小字小原底沢）〕から離れて保管されますが、近世資料に鰐口と日天社の存在が掲載されています。

中世の津久井地域における神仏信仰と鰐口の流通を具体的に示し、地域の歴史や文化を理解するにあたり貴重な作例です。

このため、相模原市の文化財として指定し、保護することとします。

文化財の内容

鰐口は神社の拝殿や仏堂の長押などに懸け、手前に下げられた縄を振って鳴らす楽器（梵音具）の一つで、側边上部の両肩部分に懸垂のための半円弧状の釣輪（耳）、側辺中央部の左右に円筒状の張り出し（目）、側辺下半部に切り込み（口）を持ちます。

本鰐口は铸造による銅造で、表裏の表面は細隆線の二重円圈により中心から撞座、内区、外区に分けられ、撞座・内区は無文、外区には紀年銘を含む銘文が残されます。

銘文は「奉懸(かけたてまつる)高祖宮(こうそのみや)御宝殿(ごほうでん)鰐口 所祈(いのるところ)天長地久(てんちょうちきゅう)国(くに)泰(やすく)民安(たみやすし)」「應永(おうえい)十五年戊子(つちのえね)十一月廿八(にじゅうはち)日 大檀那(おおだんな)伴元信((とものものぶ))同(どう)願主(がんしゅ)業国((なりくに))拜懸(かけおがむ)」とあり、鑿状の工具により刻まれたとみられます。天地が永久に変わらないように物事がいつまでも続き、国家が泰平で人民が安穩であることを願って造られたものですが、大旦那の伴元信、願主の業国なる人物は不明です。

市内で確認されている中世鰐口3点のうちの1つで、応永15年(1408)の紀年銘と作風には大きな乖離はありません。

江戸時代後期に編纂された『新編相模国風土記稿』津久井県小原宿の項で紹介される鰐口は、記載の絵図では刻銘が「奉納應永十五年」と省略されていますが、修理で鑄懸けられた上部の形状など一致しており、本鰐口と同じものと見られます。また、底沢にある日天社の鰐口として文政7年(1824)以前に風祭彦右衛門・八木孫右衛門によって作成された「相州津久井県 与瀬村」にも記される。この地誌によれば、日天社は底沢にあり、百姓岡右衛門が所有することや、五尺・六尺の上屋内にある一尺二寸四方の小祠と、径八寸の鰐口が紹介され、表裏の銘文が読まれており、これにも一致する特徴を持ちます。



※画像のデジタルデータの提供が可能です。お問い合わせ先までご連絡ください。